

犯罪被害にあうと、このようなことが起きることがあります。

日常生活のこと

- 家事や育児が手につかない
- 外出できなくなり、必要な用事もできなくなってしまう

心身の不調

- 感情や感覚がマヒしてしまう
- 強い不安感 ●眠れない
- 食欲が出ない
- 現実感が持てない
- 自分を責めてしまう
- 感情のコントロールができない
- 全身の体調不良 など



住居のこと

- 自宅が被害現場であり安心できない
- 事件のことを知られてしまい、周囲から好奇の目で見られるため、生活できない

経済的なこと

- 仕事に行けなくなってしまい、経済的に困窮する
- 医療費、裁判に伴う交通費など様々な費用がかかる

仕事のこと

- 様々な手続きに時間を要し、仕事を休む必要があるが、その理解が得られない
- 仕事に集中出来なくなってしまい、今までどおり仕事ができない

周囲の人の言動のこと

- 知人に事件のことをいろいろと聞かれるのがつらい
- よそよそしくなったり、今までどおりに接してくれない

ひとりで悩まず、御相談ください。

横浜市犯罪被害者相談室

横浜市犯罪被害者相談室では、犯罪被害にあわれた方の御相談をお受けしています。犯罪被害後に直面する様々な問題について、必要な情報の御案内や、条例に基づいた制度などを活用した支援を行います。

受付時間 平日9時～17時 ※祝日・年末年始を除く
(FAX・電子メールでの御相談もお受けしています)

TEL 045-671-3117

FAX 045-681-5453

Eメール sh-cvsoudan@city.yokohama.jp

相談員 社会福祉専門職の市職員

横浜市市民局人権課

電話 045-671-3117

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/jinken/hanzai/>



令和4年5月発行

横浜市では、犯罪被害にあわれた皆様の御相談をお受けしています

ひとりで悩まず 御相談ください



横浜市 犯罪被害者相談室

横浜市犯罪被害者相談室による支援制度

横浜市では、横浜市犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪等の被害にあい、様々な問題に直面する市民とその御家族、御遺族(犯罪被害者等という)の相談に応じ、支援を行っています。まずは、横浜市犯罪被害者相談室まで御相談ください。 ※支援には一定の要件があります。また、支援内容により、対象者が異なります。

相談支援等

相談・情報提供

電話・FAX・電子メールなどにより相談に応じます。また、必要な情報の提供並びに関係機関等との連絡調整を行います。

精神的被害への支援

専門資格を持つカウンセラーによる、カウンセリングを行います。

回数等 一案件につき10回まで無料。

対象者 カウンセリングの必要性が認められた犯罪被害者等の市民

法律問題への支援

犯罪被害によって生じる法律問題について、弁護士による法律相談を行います。

回数等 一案件につき2回まで無料。

対象者 法律相談の必要性が認められた犯罪被害者等の市民

日常生活支援等

家事及び介護支援★

犯罪被害により、家事や介護等が困難となった方に対し、ホームヘルプサービスの利用費用の9割を助成します。生活保護世帯、住民税非課税世帯の方については10割助成します。

回数等 1時間4,000円を上限として合計72時間まで。

対象者 犯罪被害(死亡、重傷病又は性被害※2)にあった方およびその家族、遺族等の市民

一時保育支援★

犯罪被害により、就学前の子の保育が困難となった方に対し、一時保育の費用の9割を助成します。生活保護世帯、住民税非課税世帯の方については10割助成します。

回数等 1回あたり2,500円を上限として10回まで。

対象者 犯罪被害(死亡、重傷病又は性被害※2)にあった方およびその家族、遺族等の市民

住居支援

転居支援★

犯罪被害により居住することが困難となった住居から、新たな住居に転居するための費用(引越し費用、敷金・礼金など)を助成します。

回数等 1回あたり20万円を上限として2回まで。

対象者 犯罪被害(死亡、重傷病又は性被害※3)にあった市民およびその同居家族、同居遺族等

緊急避難場所の提供★

神奈川県の実施する緊急避難場所の提供(ホテル等の宿泊)を受けている場合、必要に応じて延泊2泊分を提供します。

対象者 相談室へお問い合わせください。

その他、犯罪被害にあったことにより、それまでの住居に住み続けることが困難となった方に対して、市営住宅の一時使用、民間賃貸住宅に関する情報提供等を行うために、市建築局と連絡調整を行います。

経済的負担の軽減

経済的負担の軽減★

犯罪被害によって生じる経済的な負担を軽減できるよう、被害に応じて、支援金を支給します。

内容 遺族支援金 30万円
重傷病支援金 10万円
性犯罪被害支援金 10万円または5万円

対象者 犯罪被害(死亡、重傷病又は性被害※1)にあった市民およびその家族、遺族等



※1. 死亡、1か月以上の加療かつ入院3日間以上を要する重傷病または強制性交等罪(準強制性交等罪、監護者性交等罪を含む)及びその未遂罪、強制わいせつ罪となる性犯罪被害者が対象(過失犯罪による被害を除く)

※2. 死亡、1か月以上の加療を要する重傷病または強制性交等罪(準強制性交等罪、監護者性交等罪を含む)及びその未遂罪、強制わいせつ罪となる性犯罪被害者が対象

※3. 死亡、1か月以上の加療を要する重傷病または強制性交等罪(準強制性交等罪、監護者性交等罪を含む)及びその未遂罪となる性犯罪被害者が対象(過失犯罪による被害を除く)

★は横浜市犯罪被害者等支援条例が公布された日(平成30年12月25日)以降に発生した犯罪被害者を対象とします。なお、申請には期限があります。